

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 令和元年9月9日（月）午前10時から午前11時15分まで

2 場所 アイリス愛知 2階 大会議室コスモス

3 議事

- (1) (仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

松尾会長、生田委員、伊藤委員、井上委員、大石委員、片山委員、酒巻委員、佐野委員、田代委員、塚田委員、富田委員、中野委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、増田委員、義家委員（以上17名）

(2) 事務局

環境局：

森田局長、小野技監、酒井環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 6名

(以上15名)

(3) 事業者等

8名

5 傍聴人

6名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア (仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が生田委員と井上委員を指名した。
- ・ (仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙1のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【片山委員】風力発電機のローター直径は約100mであることから、風力発電機の離隔を考慮すると、事業実施想定区域の中で配置を検討する余地は小さいとのことだが、より小さい風力発電機にすることは可能なのか。

【事務局】事業者における事業性の判断もあるかと思われるが、環境影響評価の過程において影響が大きいと予測された場合には、風力発電機の出力や基数

について検討されることになると思う。

【二宮委員】事業実施想定区域は私有地なのか。

また、配慮書 25 ページにおいて、周囲に他の風力発電所が存在しているが、例えば、隣接している渥美風力発電所は、環境影響評価の手続を経た事業なのか。

【事務局】土地所有については、地元地区の共有地となっている。

渥美風力発電所については、平成 18 年に運転を開始しており、平成 24 年に環境影響評価法の対象事業に風力発電所が追加されたことから、環境影響評価の手続は実施されていない。

【二宮委員】周囲の他の風力発電所の建設に当たっても、環境影響評価は行われていないと理解して良いか。

【事務局】その通りである。

【事業者】渥美風力発電所の建設当時は、環境影響評価法の対象事業に風力発電所が含まれていなかったことから、事業者において自主的な環境影響評価を実施した。また、完成の約 2 年後に、動植物等についての環境モニタリングも実施した。

【二宮委員】本事業では騒音などの影響が懸念されるが、隣接する渥美風力発電所についての地元の意見や評価はどのような状況か。

【事務局】渥美風力発電所については、これまで騒音などの苦情はないとのことである。また、本事業については、今後の環境影響評価の手続において、地元住民への説明会の開催や住民意見の募集が行われることとなる。なお、既設の風力発電所が稼働していることを前提に本事業による影響の予測及び評価を行い、どの程度影響が増大するかを確認していくこととなる。

【二宮委員】渥美風力発電所に関する資料があれば示してほしい。例えば、風力発電機の大きさは同じくらいなのか。また、バードストライクなど動植物への影響は生じていないのか。

【事務局】本事業で想定する風力発電機の最大高さは約 135m、ローター直径は約 100m であるところ、既設の風力発電機の 1 基当たりの出力は 1,500kW、最大高さは約 100m、ローター直径は約 70m である。周辺住民からの苦情やバードストライクの有無及び周辺の眺望点からの景観などの資料は、次回、お示ししたい。

【西田委員】先ほど、事業者より渥美風力発電所について環境モニタリングを実施したとの説明があったことから、その内容について確認したい。配慮書 88 ページにおいて、ハギクソウ群落の分布位置が示されており、既設の風力発電所と重なっているように見えるが、環境モニタリングの結果はどうであったか。

【事業者】次回、お示ししたい。

【塚田委員】事務局の回答において、先ほど、今後の環境影響評価の結果によっては風力発電機の出力や基数を変えることがあり得るとの説明があった。それは本来、準備書の予測及び評価の結果を受けて検討されるものである。本事業の配慮書では、ゼロオプションや複数案が設定されておらず、区域や配置等の検討の余地も小さいことから、そもそも配慮書の手続を行っている意味があるのか。

【事務局】通常、配慮書において複数案が設定され、それぞれの案に対して、重大な影響のおそれのある環境項目を選定し、予測結果を比較する形が一般的である。本事業では、配慮書7ページの事業実施想定区域の検討フローのとおり、重大な環境影響について予測及び評価する前に区域が絞り込まれている。本来であれば、環境影響を比較しながら区域の絞り込みを行っていくことが妥当と思われるが、配慮書の構成を問題として手続のやり直しを求めることはできないことから、現時点の計画や、今後の具体的な計画の検討に当たっての環境保全上の配慮が必要な事項等について審議いただきたい。

【塚田委員】この図書については、配慮書として整っていないことから、事務局は受け付けるべきではなかったと思う。

【大石委員】低周波音が問題になると思われるが、騒音と異なり、基準値はない。今後、何をよりどころに予測及び評価を行うのか。

また、隣接する既設の風力発電所について環境モニタリングを行ったとの説明があった。低周波音の調査も行っていただけなのか。行っていただければその結果を活用すべきであるし、行っていなかったのであれば現状の実測値を把握する必要があると考える。

【事務局】低周波音については、配慮書185ページ下段の注意書きのとおり、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」と「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」を基に影響の予測及び評価を行っていくこととなる。

既設の風力発電所については、資料2の留意事項でも示したとおり、累積的な影響が懸念されることから、環境モニタリングの結果や、既設の風力発電所の稼働状況を踏まえて、本事業の予測及び評価を行う必要があると考えることから、答申に盛り込んでいただきたい。

【大石委員】騒音については、既設の風力発電所が建設された後を現状とするのではなく、建設前の時点からの影響を重要視して評価すべきである。既に騒音が発生しているため、多少影響が増えても良いということにはならないと考える。

【事務局】指摘を踏まえ、事業者を指導する。

【井上委員】配慮書18ページの2段落目において、複数案の設定について、「配慮書以降の手続きにおいて事業実施区域を絞り込む予定であり、このような検討の進め方は『計画段階配慮手続に係る技術ガイド』において、『区域を広めに設定する』タイプの『位置・規模の複数案』の一種とみなすことができる」と記載されている。これは、複数案ではなく配慮書以降に絞り込むことを「位置・規模の複数案」の一種とみなすとしているのか、それとも「位置・規模の複数案」の中から1つの案に絞り込むことを指しているのか。

また、3段落目において、「現段階における『配置・構造に関する複数案』の設定は現実的でない」と記載されている。その理由として、「現地調査等を踏まえて具体的な風力発電機の配置や構造を検討するため」と記載されている。これを認めても良いのか。これを認めてしまうと、今後、同様の事業が出てきた際に、複数案の設定や環境影響について

の検討がなされないことが起こると考える。

【事務局】複数案の設定については、配慮書 18 ページに記載されているとおり、計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおいて、配慮書以降の手続きにおいて絞り込むものを「位置・規模の複数案」の一種とみなすとされている。また、一般的な風力発電事業の配慮書においては、このような形で事業実施区域の絞り込みを行うことが多いことは承知している。しかし、本事業の場合は、資料 2 の留意事項でも示したように、当初から区域が狭く設定されており、これを今後の手続において更に絞り込むことが可能なのか疑問であるため、今後の手続において事業者を指導したい。

また、「配置・構造に関する複数案」については、配慮書手続は「位置・規模」又は「配置・構造」の検討段階で実施することとされており、本配慮書は「位置・規模の複数案」を設定した段階であるため、風力発電機の諸元や基数が定まっていないことは事実である。今後、遅くとも準備書を作成するまでには、配置や構造を検討した上で、それを前提に予測及び評価する必要があると考えることから、今後の手続において事業者を指導したい。

【井上委員】配慮書では、複数案を設定しなくても良いということか。

【事務局】区域を絞り込んでいく過程のものは複数案の一種とされていることから、事務局としては受け付けざるを得なかった。

【井上委員】それは、区域を広めに設定しているとの前提があつてのものではないのか。本事業では、既に事業実施想定区域がかなり絞り込まれていることから、広めに設定していると認められないのではないのか。仮に、これが広めに設定したと認められないと判断した場合、複数案を設定していないということになるのか。

【事務局】どの程度の面積であれば広めに設定したとの判断基準はない。県内では風力発電所の環境影響評価を行った事例が少ないが、他県では区域を広めに設定して配慮書手続を行っている事例が多い。本事業の場合、配置を検討する余地が小さいものの、これが配慮書として認められないとか、配慮書の手続をやり直すといった基準、規定がないことから、あくまで、現時点の計画と今後の詳細計画の検討について、環境の保全の見地からの意見をいただき、それを基に知事意見として事業者に通知したいと考えている。

【松尾会長】配慮書に対する審査会の意見を踏まえて、位置や規模を検討して、現在想定している最大 19,200kW という規模を変更することもあり得ると理解して良いか。

【事務局】19,200kW という規模は現時点の計画の最大値であり、当然、事業の規模は環境影響評価を進めていく過程において、重大な影響のない範囲で検討していくことが基本である。このため、今後の手続において、環境に留意して事業計画を策定するよう、答申に盛り込んでいただきたい。

【田代委員】事業実施想定区域を設定するに当たって、配慮書 16 ページにおいて、オレンジで示された「建設を認めない区域」が決定打になっているように思う。田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドラインで「建設を認めない区域」とされているオレンジの線の根拠は何か。また、この区域の中では、既に伊良湖風力発電所が稼働しているが、このガイドラインは

どの程度、法的な拘束力があるのか。

【事務局】「建設を認めない区域」については、景観の観点から設定されており、景観を重視する主要な展望地である伊良湖ビューホテルと伊良湖シーパーク&スパから4kmの範囲となっている。その根拠としては、資料1でも説明したとおり、垂直視野角が1.5～2度を超えると景観的に気になり出す可能性があるためとしている。また、既設の風力発電所が「建設を認めない区域」内で稼働している点については、伊良湖風力発電所の運転開始は平成17年であり、ガイドラインが施行される平成24年以前に設置されたためである。

【田代委員】環境影響評価の審査を経ていない風力発電所が既に設置されており、現状で環境影響が生じているところ、さらに本事業を実施することで環境影響が増大するとなった場合、景観を優先してこの事業実施想定区域を絞り込み設定したという点が腑に落ちない。眺望地点はホテルであり、ホテル利用者のために住民が騒音等の影響を受けるということになりかねないことから、もう少し妥協案があれば良いと思う。今後の審査において考慮いただきたい。

【義家委員】事業実施想定区域の北に、1981年に運転を開始した石油火力発電の渥美火力発電所が存在しており、既に40年近く経過している。そろそろリプレースの話が出てきてもおかしくないが、今後の計画の見通しを把握しておく必要があるのではないか。

【事務局】渥美火力発電所のリプレース等の計画は聞き及んでいない。ただし、今後、そういった計画が明らかになった際には、場合によっては本事業と工事期間など事業実施の時期が重なることもあり得る。このため、本事業の今後の手続において渥美火力発電所の動向が明らかになった場合には、可能な限りそれを踏まえて事業計画を検討するよう、事業者を指導したい。

【義家委員】ポジティブに協力することもあり得ると考えることから、常に動向を把握しておいてほしい。

【事務局】事務局としても、動向の確認に努めたい。

- ・（仮称）田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について審査させるため、松尾会長の指名により、別紙2のとおり田原中山風力発電部会を設置した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会